

## 各サービスの基準の改正の主な内容について

令和6年度の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた対応等が求められる中、基準の改正が行われており、主な改正点は次のとおりです。

- (1) 施行期日 令和6年4月1日  
令和6年6月1日（通所リハビリテーション（介護予防を含む）に係る改正分）

### (2) 主な改正点

#### ア 全サービス共通

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【管理者の責務及び兼務範囲の明確化等】</b></p> <p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	
2	<p><b>【運営規程等のウェブサイト掲載】</b></p> <p>事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は適用しない。

#### イ 通所リハビリテーション（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化】</b></p> <p>退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する</p>	

	際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。	
2	<p><b>【通所リハビリテーションのみなし指定の見直し】</b></p> <p>介護保険法第72条第1項による通所リハビリテーション事業所に係るのみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなすこととする。</p>	

ウ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）・看護小規模多機能型居宅介護

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【管理者の配置基準の見直し】</b></p> <p>（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。</p>	
2	<p><b>【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付け】</b></p> <p>介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。</p>	3年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。
3	<p><b>【身体的拘束等の適正化のための措置】</b></p> <p>身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。</p>	1年間の経過措置期間を設け、その間は努力義務規定とする。

エ 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護（介護予防を含む）・通所リハビリテーション（介護予防を含む）

	改正内容	留意点等
1	<p><b>【身体的拘束等の適正化の推進】</b></p> <p>身体的拘束等の適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととす</p>	

	<p>る。</p> <p>また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	
2	<p><b>【身体的拘束等の記録の報告】</b></p> <p>身体的拘束等を行う場合においては、長崎市に対し、速やかに記録の内容を報告しなければならないこととする。 (長崎市独自基準)</p>	